

はじめに

私たちは、平成 17 年 4 月 28 日に上田市長から札幌市子どもの権利条例制定検討委員会（以下、検討委員会という）の委員の委嘱を受け、「（仮称）札幌市子どもの権利条例」素案策定へ向けて活動を開始しました。そして、このたび、これまでの活動を踏まえ、中間答申書『子どもとともに札幌の未来を考える 子どもの権利条例の制定へ向けての検討課題』をまとめました。

検討委員会の委員の構成は、子どもの問題に精通した研究者をはじめ、日々子どもと接触し、「最前線」で活動している専門家と公募の市民、そして 3 人の高校生の計 25 人からなっています。私たちは全員、条例づくりは素人ですが、活動をはじめるとあって、「子どもの意見を大切にしたい、市民の手による、札幌らしい条例づくり」をめざすことを確認しました。

そこでまず、条例制定のためには「札幌の子どもたちの実像」を知る必要があるということで、7 月から 10 月にかけて精力的に 23 回の懇談会と 22 回の出向き調査をおこない、さらに 6,486 人にアンケート調査を実施しました。時間的な制約があったため、十分とはいえませんが、25 人全員が 5 部会に別れて、可能な限りの実態把握に努めました。その成果が、「第 2 章 札幌の子どもたち」と別冊「子どもの気持ち・あなたの子どもの観アンケート調査結果に関する報告書」です。

次に私たちは、この調査結果をもとに、11 回の正副委員長・部会長会議、11 回の全体委員会を開いて、札幌市がつくるべき子どもの権利条例の基本方針を徹底的に議論しました。その結果が、「第 3 章 条例の課題」です。

また、活動していく中で、市民の中に「子どもの権利条約」や条例制定へ向けての十分な理解がまだ育っていないことがわかってきました。そのため、フォーラムを開催したり、広報活動に努めましたが、十分なコンセンサスを得られたというにはほど遠い状況です。私たちも折りに触れて「子どもの権利条約」を学び「条例制定の必要性」を議論してきました。その結果が、「第 1 章 なぜ、いま子どもの権利条例なのか」です。

まだまだ不勉強で、もっと議論を深める必要がありますが、今後は、この中間答申書をもとに、具体的な「条例」の素案づくりに着手していくこととなります。

市民のみなさまには、この中間答申書を「批判的」にお読みいただき、多様な観点から忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

平成 17 年 12 月 27 日

札幌市子どもの権利条例制定検討委員会
委員長 内田 信也